

おおさか介護サービス 相談センター だより

第40号

発行
2023(令和5)年
9月25日



介護保険サービスの利用のポイント 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

介護保険サービスを利用する際に、注意すべき点や利用のポイントなどをご紹介します。

今回は、認知症対応型共同生活介護（以下「認知症高齢者グループホーム」という。）についてご紹介します。

令和3年度介護給付費等実態統計の概況（厚生労働省発表）によると、実受給者数のうち、認知症高齢者グループホームの利用者は約27万人でした。

認知症高齢者グループホームは、認知症のために介護を必要とする方に、共同生活住居（5～9人）において日常生活上のお世話などを行う施設です。（要支援1の方は、利用できません。）

また、30日以内の短期利用（ショートステイ）ができる事業所もあります。

大阪市所管の認知症高齢者グループホームは、令和5年7月1日現在238か所あり、入所定員は4,838人となっています。

認知症高齢者グループホームは、家庭的でゆったりと安定した環境の中で、高齢者の失われかけた能力を再び引き出し、潜在的な力を伸ばすように働きかけていくことを目標としています。



認知症高齢者グループホームについて



認知症高齢者グループホームとは

- 認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。
- ご利用いただける方は、認知症と診断された要支援2または要介護1から5の方で、施設と同じ市町村に住民票があり、集団生活が可能な方です。
- 居室は原則個室で、そのほか居間・食堂・台所・浴室など日常生活に必要な設備があります。

認知症高齢者グループホームに入居するまでの流れ

①施設への入居を希望される方は、各施設に直接お申込みください。

②医師による認知症の診断書が必要ですので、かかりつけ医などへ依頼してください。

③各施設で入居判定会議を行い、入居を決定します。

認知症高齢者グループホームの特徴

- 1つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、24時間の専門的援助体制のもと、料理や買い物などの家事に参加するなど、介護スタッフとともに共同生活を送る認知症の人だけのケア付き住宅です。
- 1ユニット9名以下ですが、2ユニット以上の施設もあります。

施設サービスの費用と利用者負担

● 1ユニットの場合

内容	サービス費用月額（10割）	利用者負担月額（1割の場合）
要支援2	256,332円	25,634円
要介護1～要介護5	253,892円～285,130円	25,390円～28,513円
短期利用の場合（1日あたり）	8,490円～9,497円	849円～950円

● 2ユニット以上の場合（大阪市は条例により3ユニットまでの事業所を指定しています。）

内容	サービス費用月額（10割）	利用者負担月額（1割の場合）
要支援2	252,285円	25,229円
要介護1～要介護5	249,904円～280,478円	24,991円～28,048円
短期利用の場合（1日あたり）	8,361円～9,358円	837円～936円

※ 月額は1か月を31日として計算しています。このほか、食費・家賃・おむつ代などの自己負担があります。

※ 詳細は、各施設へお問い合わせください。

認知症高齢者グループホームの探し方

担当ケアマネジャーに相談してください。また、自分で探す場合は、介護保険の仕組みや介護保険サービス事業者情報が載っている「ハートページ」（ご希望があれば、当センターから郵送することも可能）で探す方法、インターネットを利用し、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」や大阪市のホームページで検索する方法などがあります。

さらに、実際に認知症高齢者グループホームを利用されている方やご家族からの情報も参考になるでしょう。



認知症高齢者グループホームを選ぶポイント

認知症高齢者グループホームをどう選べばよいか、迷われることもあるかと思います。

あらかじめ利用を希望する施設に予約のうえ施設を見学し、職員から十分に説明を受けていただくことが重要です。



相談事例

認知症高齢者グループホームにかかる一般相談の事例を2例紹介します。

事例1

「母はデイサービスに通いながら自宅で一人暮らしをしているが、認知症が進んできたので、認知症高齢者グループホームへの入居を勧められた。どのような施設なのか」との相談。

「認知症高齢者グループホームは、小規模で家庭的な生活環境のもと、できることや分かることに着眼しながら、生活支援を中心とするケアで認知症の人を支える施設です。ご利用者がスタッフの手を借りて食事の準備や片付け、掃除、洗濯など、できることはみんなで役割分担し共同で生活するので、お母様の生きがいにもつながり、施設が自分の居場所だと感じられるのではないのでしょうか」とお答えしました。



事例2

「母が認知症高齢者グループホームに入居しており、とても良いところで母も私も満足している。しかしながら、今後私の収入が減るので、費用の面から特養への転居を考えているが、特養は待機者が多いと聞いた」との相談。

「特養の待機状況については、大阪市のホームページを開いていただき、検索キーワード入力欄に『特養待機者』と入力していただくと、最新の大阪市所管『介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込等状況』がご覧になれます。市内入所申込者数が3か月ごとに公表されていますが、最新の情報については、各施設にお問い合わせください」とお答えしました。





介護保険サービスの利用で、悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

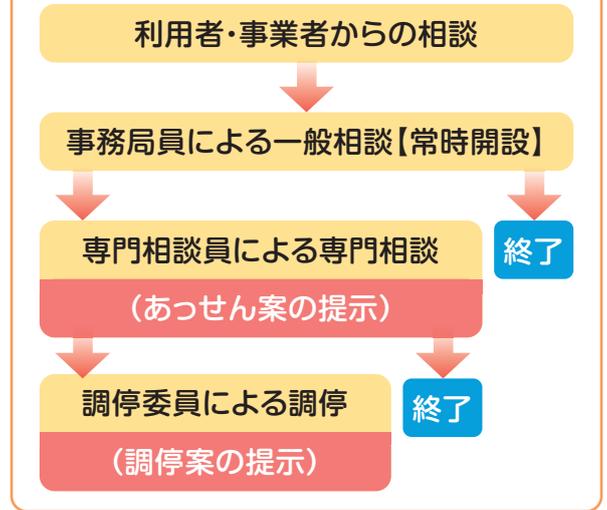
介護保険サービス等の利用者・家族と事業者双方の苦情・相談に対し、電話・来所による一般相談のほか、福祉・保健・医療・法律等、各分野の専門相談員によるあっせん、センターの調停委員による調停を行い、迅速に問題の解決を図ります。

【相談ができる方】

- 介護保険サービス等の提供を受けている又は受けようとしている大阪市内の高齢者など(本人またはその家族)
- 介護保険サービス等を提供している大阪市内の事業者
- 大阪市内の利用者にサービスを提供している大阪市外の事業者



相談の流れ



令和4年4月～令和5年3月

苦情相談件数

(2,093件)

※相談内容が複数の項目に該当する場合があります合計2,820件

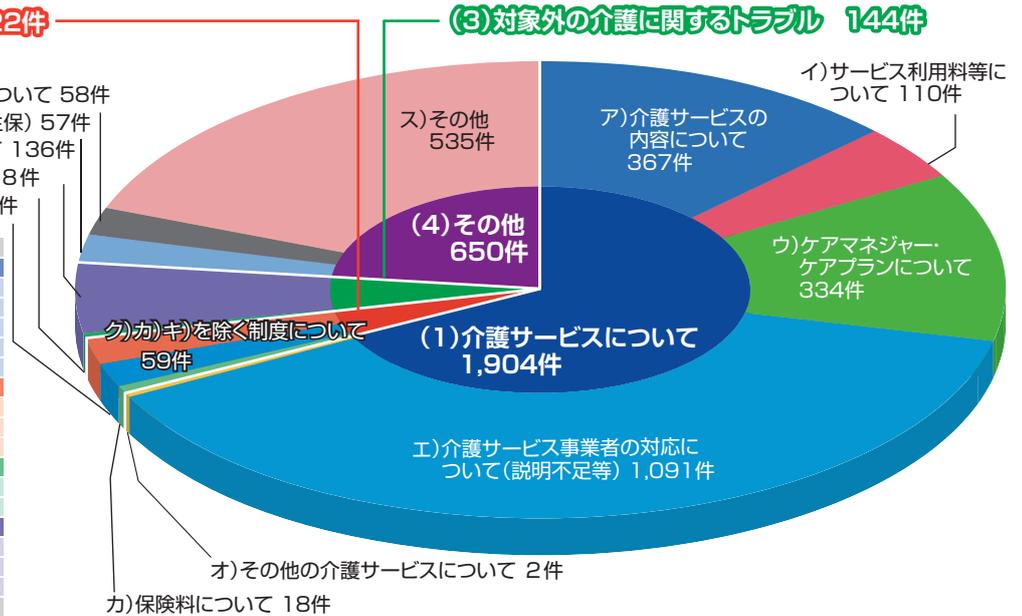
(2)介護保険制度について 122件

- シ)区役所等公的機関の対応について 58件
- サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保) 57件
- コ)利用者・家族間のトラブルについて 136件
- ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて 8件
- キ)要介護認定について 45件

(3)対象外の介護に関するトラブル 144件

- イ)サービス利用料等について 110件
- ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて 334件

詳細	合計件数
(1)介護サービスについて	1,904
ア)介護サービスの内容について	367
イ)サービス利用料等について	110
ウ)ケアマネジャー・ケアプランについて	334
エ)介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	1,091
オ)その他の介護サービスについて	2
(2)介護保険制度について	122
カ)保険料について	18
キ)要介護認定について	45
ク)カ)キ)を除く制度について	59
(3)対象外の介護に関するトラブル	144
ケ)事業者間・事業者内部のトラブルについて	8
コ)利用者・家族間のトラブルについて	136
(4)その他	650
サ)他の制度に関連すること(医療・障がい・生保)	57
シ)区役所等公的機関の対応について	58
ス)その他	535
合計	2,820



社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 おおさか介護サービス相談センター

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12番10号
(大阪市立社会福祉センター308)

TEL. 06-6766-3800・06-6766-3855

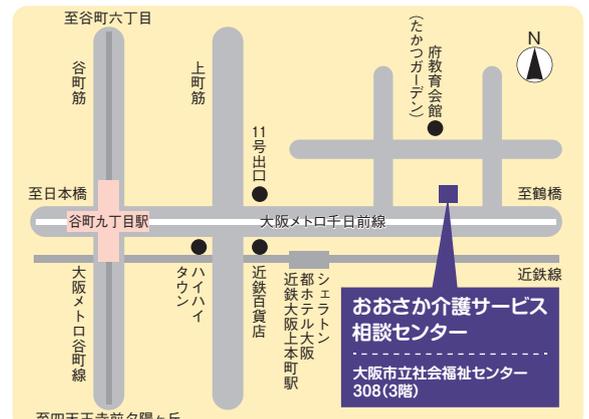
FAX. 06-6766-3822

ホームページ <https://kaigo-osaka.ne.jp>

メールでのご相談も受け付けています。

相談日時 平日 午前9時から午後5時まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始
(12月29日～1月3日)を除く



- 大阪メトロ「谷町九丁目駅」から徒歩約10分
 - 近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分
 - 大阪シティバス「上本町六丁目東」バス停前
- (近鉄11号出口を東へ)
※駐車場はありません